

令和元年度

第 1 2 回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第12回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月9日（月）午後1時35分から午後2時30分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 4階 第1会議室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

4. 農地利用最適化推進委員

出席推進委員 6人

1番	武藤 晃
2番	石井喜美江
3番	石井克己
4番	梶尾彌一
5番	大滝與鷹
6番	平田秀行

5. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	3 件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	6 件
議案第3号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	2 件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1 件
議案第5号	令和元年度第5次農地利用集積計画の決定について	2 件
議案第6号	令和2年度国有財産管理人について	

報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について	
	事務局長専決分	23 件

報告第2号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	7 件
-------	-------------------------------------	-----

6. 農業委員会事務局職員

局 長	谷地 正道
次 長	石井 啓友
副主幹	本多 浩章

7. 会議の概要

発 言 者	内 容
議 長	ただ今より、令和元年度 第12回 市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。 委員の出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	それでは、1番の小川委員、2番の宮内委員にお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の石井次長、本多副主幹を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。 農政関係は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いを、お願いいたします。 それでは、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第2号までを議題といたします。

事 務 局	慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、3件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、今回の申請件数は3件です。 (1)の申請について、議案の1ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和2年2月21日でございます。 申請地は北方町で、地目は田、面積は370平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場にするものでございます。 続いて、(2)の申請について、議案の3ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和2年2月25日でございます。 申請地は大町で、地目は畑、面積は991平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸資材置場にするものでございます。 続いて、(3)の申請について、議案の5ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和2年2月25日でございます。 申請地は北方町で、地目は田、面積は1,367平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、一時転用から恒久転用へ変更し、貸資材置場及び貸車両置場を目的とするものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議 席 8 番	現地調査は、令和2年3月2日に農地調査班第4班の委員で行いました。

	(1) について、でございますが、申請地は、県立市川東高校の南側、道路向かいに位置しており、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、境界には、鋼板で囲み土砂等の流出を防除しております。 敷地内は整地、転圧し出入口はコンクリート、駐車スペースには砂利敷きにしております。 また、汚水はなく、雨水については、自然浸透とするものでございます。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続いて、(2) について、でございますが、申請地は、北総線東松戸駅の南東側800mに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、公共施設や鉄道駅等の公益的施設の整備の状況からみて、第3種農地の場合における公共施設等の整備状況と同程度となることが見込まれる区域であることから、第2種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、境界には、既設のコンクリートブロックで土砂等の流出を防除するとのことでございます。 申請地は整地、転圧し、雨水については、自然浸透とするものでございます。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続いて、(3) について、でございますが、申請地は、県立市川東高校の南側、道路向かいに位置しており、令和元年8月に令和2年3月31日までの一時転用の許可が出ているものでございます。 今回の申請につきましては、一時転用から恒久転用への申請が提出されたものでございます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、当初の土地利用計画図と一部変更があったため、変更理由書を添付してもらいました。 また、恒久転用に伴い周辺には、鋼板土留めを設置し、土砂等の流出を防
--	---

議 長	除するとのことでございます。 申請地は整地、転圧しその上に鉄板を敷き、雨水については、自然浸透とするものでございます。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 報告は以上でございます。 第4班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 (1)の申請人は、市内で農業を営む方です。 社会福祉法人松峰会が保育園開設に伴い保育園に勤務する事務員及び保育士のための専用駐車場が必要との要望により申請するものです。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、令和2年4月15日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 次に(2)の申請人は、市内の主婦の方です。 土木工事・建築工事の事業者3社から資材置場として貸してほしいとの要望により申請するものです。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を

議 長	自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和2年4月10日に着工し、完了は、令和2年5月10日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 次に（3）の申請人は、市内で農業を営んでいる方です。 申請地は昨年8月に一時転用許可を受けており令和2年3月31日までの期間となっておりますが、現在申請地を使用している保育園建設工事を行っている事業者から今後も資材置場及び車両置場として貸してほしいとの要望により申請するものです。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は、着工後30日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 以上でございます。 事務局からの説明がおわりました。
------------	---

	それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がございました。 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、(1)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、(2)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、(3)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

事 務 局	次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、6件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、今回の申請は、6件でございます。 (1)の申請について、議案の7ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和2年2月21日でございます。 申請地は東国分で、地目は田、面積は0.36平方メートル外2筆、合計面積は943.36平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、建売分譲住宅の建設を目的に所有権移転をするものでございます。 続いて、(2)の申請について、議案の9ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和2年2月21日でございます。 申請地は東国分で、地目は田、面積は525平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。 続いて、(3)の申請について、議案の11ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和2年2月21日でございます。 申請地は二俣で、地目は畑、面積は331平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、資材置場及び駐車場を目的に所有権移転をするものでございます。 続いて、(4)の申請について、議案の13ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和2年2月25日でございます。 申請地は北方町で、地目は田、面積は313平方メートル外1筆、合計面積は1,770平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、車両置場・資材置場及び仮設事務所を目的に一
--------------	--

議 長 議 席 8 番	時転用に伴う賃借権の設定をするものでございます。 続いて、(5)の申請について、議案の15ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和2年2月25日でございます。 申請地は北方町で、地目は畑、面積は1,323平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、車両置場及び資材置場を目的に所有権移転をするものでございます。 続いて、(6)の申請について、議案の17ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和2年2月25日でございます。 申請地は堀之内で、地目は田、面積は388平方メートル外3筆、合計面積は2,212平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、車両置場を目的に所有権移転をするものでございます。 説明は、以上でございます。 続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。 現地調査は、令和2年3月2日に農地調査班第4班の委員で行いました。 (1)ですが、申請地は、県立市川昂高校の北側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、コンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除します。 また、雨水については、貯留地を經由し既設の側溝へ排水し、汚水、雑排水については、合併浄化槽を經由して既設の側溝へ排水致します。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基
---------------------------	---

	準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続いて、(2)の申請地は、県立市川昂高校の北側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にフェンスをし、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。 申請地は整地後、転圧し、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続いて、(3)ですが、申請地は、二俣小学校北東側、概ね50メートルに位置し、現況は路地畑になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、コンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除します。 申請地は整地後、砂利敷きとし、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、所有権の移転するものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続いて、(4)ですが、申請地は、県立市川東高校の南側、道路向かいに位置しており、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、鋼板土留
--	--

	めを設置し、土砂等の流出を防除します。 申請地は整地後、鉄板敷きとし、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、要望により一時転用に伴う賃借権の設定をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続いて、(5) ですが、申請地は、県立市川東高校の南側、約150mに位置しており、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、H鋼土留めを設置し、土砂等の流出を防除します。 申請地は整地後、砂利敷き及び鉄板敷きとし、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、所有権の移転するものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。 続いて、(6) ですが、申請地は、市立市川考古博物館の南側、約300メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、鋼板土留めを設置し、土砂等の流出を防除します。 申請地は整地後、転圧し砂利敷きとし、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 報告は以上です。
--	--

議 長	第4班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	それではご説明させていただきます。 (1)の譲受人は、市川市に本店を置き、不動産業を主な事業とする法人です。 申請地の南側に当該法人で分譲した土地があり、今回の申請地と一体となり、住環境の面からも良い分譲地となることから申請に至ったとのことです。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和2年5月31日に着工し、完了は、令和3年3月31日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 (2)の譲受人は、千葉市内で不動産業を主な事業とする法人です。 申請地は、都内、埼玉などを中心に建築事業を展開するにあたり建築材料、廃材など一時保管場所が必要になったことから申請に至ったとのことです。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、借入金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

	転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和2年4月10日に着工し、完了は、令和2年4月31日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 (3)の譲受人は、浦安市で建築業を主な事業とする法人です。 申請地は、隣接している資材置場が手狭になり重機、資材の積み下ろしを円滑にするため申請に至ったとのことです。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、借入金及び自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は、着工後2カ月となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 (4)の譲受人は、東京都練馬区で建設業を主な事業とする法人です。 申請地は、近隣にて都市ガスの工事を行うため資材、車両置場として工事円滑のため申請に至ったとのことです。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施さ
--	---

	れていることから、特に問題はございません。 一時転用の期間ですが、許可有り次第から令和2年12月31日までとなっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま す。 (5)の譲受人は、市内で運送業を主な事業とする法人です。 申請地は、既存の車両置場が手狭になり車両置場を拡大するため申請に至ったとのことです。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は、着工後2カ月となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま す。 (6)の譲受人は、船橋市で運送業を主な事業とする法人です。 申請地は、既存の車両置場が分散されていることから、一箇所に集約し、作業効率をあげるため申請に至ったとのことです。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金及び借入金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。
--	--

	工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は、着工後３０日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま 説明は、以上でございます。
議 長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請について、（１）について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、（２）について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、（３）について、お諮りいたします。

各 委 員	許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。 「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、(4)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、(5)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、(6)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

事 務 局	次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、2件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
議 長	議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、ご説明いたします。 議案書の19ページと20ページをお願いいたします。 令和2年2月14日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願が2件提出されたものでございます。 説明は以上でございます。
議 席 3 番	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は、第2班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。 議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、調査報告をいたします。 現地調査は、令和2年2月28日に第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 初めに、1番ですが、申請地は、市川市立第三中学校の東側に位置した畑1筆、面積1,000平方メートルで、主に申出人の父が農業に従事していましたが、平成30年8月に死亡したことから、農業経営を維持することが困難になり、今回の申請に至ったとのことです。 死亡した者の農業従事日数は、年間100日で、農家基本台帳で確認いたしました。 このことから、死亡した者を、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明するのが相当と判断いたします。 続いて、2番ですが、申請地は、県立市川昂高校の南側に位置した田1筆、現況は畑でございます。 面積525平方メートルで、主に申出人の母が農業に従事していました

	が、平成２８年１月に死亡したことから、農業経営を維持することが困難になり、今回の申請に至ったとのこと。 死亡した者の農業従事日数は、年間２５０日で、農家基本台帳で確認いたしました。 このことから、死亡した者を、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明するのが相当と判断いたします。 以上でございます。
議 長	第２班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がございました。 議案第３号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、（１）について、お諮りいたします。 願出のとおり、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決定いたします。 続きまして、（２）について、お諮りいたします。 願出のとおり、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。

議 長	「異議なし」ということですので、全会一致で証明することに決定いたします。
事 務 局	次に、議案第４号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、１件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案第４号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。 議案書の２１ページをお願いいたします。 相続人から租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受けるため、令和２年２月１０日に、相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されました。 対象となる特例農地は、曾谷３丁目および曾谷４丁目の農地７筆で、合計面積は９、４０９．７７平方メートル、地目は宅地、畑、山林ですが、現況は梨畑と露地畑でございます。 なお、特例農地の相続開始は令和元年１１月２０日でございます。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第２班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議 席 ３ 番	議案第４号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、調査報告をいたします。 現地調査は、令和２年２月２８日に第２班と地区担当の農地利用適格化推進委員で行いました。 農業経営は、被相続人と妻、願出人夫妻の４名が農業に従事していました。 特例農地について願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのこととです。 特例農地の状況ですが、曾谷公民館の東側に位置した梨畑４筆、

議 長	3, 854. 04平方メートルと露地畑1筆、498. 73平方メートル、及び、曾谷小学校の北東側に位置した梨畑2筆、5, 057平方メートルです。 いずれも適正に肥培管理されておりました。 調査班といたしましては、願出人を、相続の納税猶予に関する適格者として証明することが相当と判断いたします。 以上でございます。
各 委 員	第2班から調査報告をしていただきました。 れでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議 長	なし。
議 長	「なし」という声がございました。 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、お諮りいたします。 願出のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者として証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決定いたします。
事 務 局	次に、議案第5号、令和元年度 第5次農用地利用集積計画の決定について、2件でございます。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案第5号、令和元年度第5次農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

議 長	議案書の２２ページをお願いいたします。 本件は、令和２年２月２０日付けで、市川市長より令和元年度第５次農用地利用集積計画案が、２件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項並びに農業委員会等に関する法律第６条第１項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。 説明は以上でございます。
議席４番	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく、第２班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。 議案第５号、令和元年度第５次農用地利用集積計画の決定について、調査報告をいたします。 現地調査は、令和２年２月２８日に、第２班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 今回は、２件の農用地利用集積計画案でございます。 １番は、堀之内５丁目在住の借り手の方が、鎌ヶ谷市在住の貸し手の方が所有する畑を使用貸借するものです。 申請地は、北総線北国分駅の南東側に位置した畑２筆、面積１，４２７平方メートルを使用貸借するもので、設定期間は３年です。 現況は、何も作付けされておりましたが、良好に保全管理されておりました。 借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。 続いて、２番ですが、大野町２丁目在住の借り手の方が、大町在住の貸し手の方が所有する露地畑２筆を賃貸借するものです。 申請地は、北総線大町駅の南側に位置した畑２筆、面積１，７９６．５平方メートルで、設定期間は２年です。 現況は、葉物野菜が栽培されており、良好に管理されておりました。 借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

	これらのことから、今回、決定を求められた令和元年度第5次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。 以上でございます。
議 長	第2班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑にはいります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第5号、令和元年度 第5次農用地利用集積計画の決定について、1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で原案のとおり決定いたします。 続きまして、2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で原案のとおり決定いたします。 次に、議案第6号、令和2年度国有財産管理人について、事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局	議案第6号、国有財産管理人について、ご説明いたします。 議案書の23ページをお願いいたします。 本件は令和2年1月24日付で、千葉県農林水産部 農地・農村振興課国有農地班から、国有財産管理人に推薦する候補者について、依頼があったものでございます。 国有財産管理人につきましては、国の要領が廃止となりますが、県において、同様の主旨の要領を設置することから、引き続き、国有財産管理人を設置していくとのことでございます。 なお、本市の国有財産管理人の設置人数は1名で、今後は、年間の見廻り回数が、4回から2回に変更されるとのことでございます。 また、要件といたしましては、見回り業務の遂行等に支障のない健康で運転が可能な方、農地事務等に精通している方、となっております。 説明は以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、国有財産管理人について、ご意見はございますか。
議 席 1 番	議長一任。
議 長	「議長一任」との声がございました。 それでは、私から指名することとして、よろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございます。 それでは、引き続き、宇田川委員にお願いしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で宇田川委員を令和

事 務 局	2年度国有財産管理人に推薦する候補者に決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 次に、報告第1号、農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について、2月の事務局長専決分が、23件ございます。 事務局より、報告いたします。 報告第1号、農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。 24ページをお願いいたします。 農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。 今回の報告は、令和2年2月3日から同年2月28日までに届出があったものでございます。 農地法第4条の届出は12件、19筆、3,968.95平方メートルでございます。 また、第5条の届出につきましては、11件、16筆、5,047.54平方メートルでございます。 第4条と第5条を合せますと、23件、35筆、転用面積は、9,016.49平方メートルでございます。 内訳につきましては、25ページから29ページとなっております。 以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第2号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、7件ございます。 事務局より、報告いたします。
事 務 局	報告第2号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨

議 長	の証明願について、ご報告いたします。 議案書の３０から３２ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。 今回の報告といたしましては、令和２年２月３日から、同年２月２０日までに申請がありました、７件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。 以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和元年度第１２回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。
-----	--

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

委 員 小川 治夫

委 員 宮内 純一
